

裁 決 書

審査請求人

処分庁

審査請求人が平成29年5月8日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定による費用徴収決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成29年3月22日付けで行った法第78条に基づく費用徴収決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成17年11月29日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 平成28年6月29日、処分庁は請求人宅の家庭訪問時、請求人の二男（以下「二男」という。）の就労収入申告を行うよう指示し、以降、請求人及び二男に対し、就労収入申告の指示を行った。
- 3 平成28年12月14日付けで、処分庁は、二男の就労収入額を申告するよう指示した法第27条第1項に基づく指導指示（以下「本件指導指示」という。）を行い、同月15日付けで請求人に交付した。
- 4 処分庁は、平成29年3月22日付けで、法第78条に基づく費用徴収決定（以下「本件徴収決定」という。）をした。
- 5 平成29年5月8日、請求人は、大阪府知事に対し、本件徴収決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

本件徴収決定に対して請求人が言いたいこと。二男がアルバイト収入のあることをケースワーカーより指摘されるまでは、まったく知らなかった。二男も生活保護制度の理解もなく不正をする意思はなかった。

- (2) 審理員が平成29年7月26日に受理した請求人の反論書には次の趣旨の記載がある。

平成28年1月20日、家庭訪問の時、二男の状況を聞かれたが、「アルバイトも含め、何をしているのか解らない。ともかくこの3年間、二男との会話もできなく何を言っても無視されている」と状況を説明した。その後も二男に対してアルバイトをしておれば生活保護では、収入申告をしなければならないことを説明しても案の定無視され続けられた。

請求人が収入申告をしようと思っても給与明細も見せてもらえないため、いろいろ悩んだあげく担当ケースワーカーに直接二男に話をしてもらおうよう頼んだが「それは親の責任です。あなた親でしょ。」と言われ、どうすることもできなく、さらに悩む毎日だった。

そんな中、同年8月26日付で収入申告に関する文書を受け取り二男にも渡したが、二男が中身を読み、理解したかどうかはわからない。ともかく請求人の言うことはことごとく無視されていた。

その後、二男の通帳を手にする事ができ、何日からアルバイトを行ない毎日どれだけの収入を得ていたのか具体的につかむことができ、収入申告を行なった。請求人としては、ともかく二男の口からどんな仕事をやり、どれだけの収入があるのか聞き出さないことにはどうにもならず、この話をすれば無視をされる状態が一年間も続いた。はじめから通帳での確認方法もあると助言をもらえば、こんなに悩まず対応できたのではと思う。

親が子どもに無視されていることを伝えても「それは親の責任、あなた親でしょ。」と言われると、子どもにどのように接していいのか。自信をなくしてしまった。子どもの反抗期がどんなものなのか、それぞれの家庭の事情によってちがうと思う。それでも一方的判断で本件徴収決定とされた。この本件徴収決定に納得できないことを反論する。

- (3) 請求人から提出のあった証拠書類には次の趣旨の記載がある。

本件徴収決定通知書には、「法第78条に基づき、下記のとおり費用徴収額を決定しましたので、通知します。1 費用徴収決定日 平成29年3月22日、2 費用徴収決定額 559,536円、3 徴収決定理由 請求人は生活保護開始申請当初より収入

があった際にはその申告をしなければならないとの説明を当事務所から受け、同意していたにもかかわらず二男の就労収入について、収入申告しませんでした。このことは、法第61条の届出義務に違反しているものであり、また、その間に支給を受けた扶助費については、法第78条に規定する『不実の申請その他不正の手段により保護を受けた』に該当するため、同条に基づき平成27年9月から平成28年11月に支給した扶助費のうち559,536円について費用徴収を決定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年6月12日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 審査請求記載事実の認否

(ア) 請求人の住所、氏名、年齢については認める。

(イ) 審査請求をする本件徴収決定については、認める。

(ウ) 請求人が審査請求に係る本件徴収決定があったことを知った年月日については、知らない。

(エ) 審査請求についての教示の有無及びその内容については、認める。

(オ) 「本件徴収決定に対して請求人が言いたいこと」の内容については争う。

イ 本件徴収決定に至るまでの経緯

(ア) 平成17年11月29日、請求人により、「主人と別れ、収入が少ない為、生活にこまっています。」として、生活保護申請があり、処分庁は同年12月8日付けて生活保護開始決定を行い、同年11月29日から保護を開始した。

(イ) 平成27年4月1日、二男が高校入学。

(ウ) 平成28年1月20日の家庭訪問時、ケースワーカーが請求人に対し、二男の状況について尋ねたところ、「アルバイトをしている可能性がある」との回答があった。

(エ) 平成28年3月31日、二男が高校退学。

(オ) 平成28年6月29日の家庭訪問時、ケースワーカーが請求人に対し、二男の状況について尋ねたところ、「居酒屋でアルバイトをしているようだ」との回答があった。アルバイトをしているのであれば収入申告をするよう指示した。

(カ) 平成28年8月26日付けで、請求人、二男宛に、二男がアルバイトをしているのであれば収入申告が必要との文書を送付した。

(キ) 平成28年11月15日の家庭訪問時、ケースワーカーが二男に会った際に、アルバイトについて確認したところ、「高校在籍中からアルバイトを行っており、現在も継続中である」との回答があり、収入申告するよう二男に指示した。

(ク) その後も二男の収入申告が行われなかったため、平成28年12月14日付けで、二男の就労収入額を申告するよう指示した法第27条第1項に基づく本件指導指示書を発行した。

(ケ) 平成28年12月15日の家庭訪問時、ケースワーカーが提示のあった二男の通帳で、二男の平成27年9月からのアルバイト収入を確認した。

(コ) 平成29年3月22日、処分庁は、法第78条に基づき本件徴収決定を行った。

ウ 処分庁の意見

本件審査請求の趣旨は、本件徴収決定を取り消すことを求めたものである。

本件審査請求の争点は、本件徴収決定が違法・不当であるか否かであるが、次の理由によって本件徴収決定は適正・正当である。

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13の1の答②において、法第78条によることが妥当な場合として(a)「届出又は申告について口頭又は文書による指導をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。」と示されている。

請求人は二男にアルバイト収入があることをケースワーカーより指摘されるまでは、まったく知らなかった。また、二男は不正をする意思がないことを主張している。しかし、処分庁が、平成28年1月20日や同年6月29日に家庭訪問を行った際に、請求人は二男のアルバイトについてふれている。また、同年8月26日付けの請求人・二男宛の文書で、収入申告が必要な旨を通知している。

その後、同年11月15日の家庭訪問時にケースワーカーが二男に会い、アルバイトを高校在籍時から行っていることを確認しており、収入申告するように指示している。しかし、再三の口頭指導にもかかわらず、二男の収入申告がなされなかったため、やむを得ず同年12月14日付けで本件指導指示書を発行した。その結果、はじめて同月15日に二男の平成27年9月からのアルバイト収入を、提示のあった二男の通帳から確認した。

法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他の生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。また、請求人は、「世帯主だけでなく、働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入についても

福祉事務所長に申告する義務があること。高校生などの未成年者が就労（アルバイトを含む）で得た収入についても申告する義務があること。不実の申告があった場合は、法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は『不実の申告』と福祉事務所に判断される場合があること。そのため、世帯全体の収入に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に申告すること。」と記載された「法第61条に基づく収入の申告について（確認）」の届出書に、平成26年10月8日に「その内容について理解した」として署名している。

本件の場合、収入状況に変動があった後に、ケースワーカーが家庭訪問時に複数回にわたり収入の申告を指示していたにもかかわらず申告がなかったことにより不実の申告と判断したものであり、法第78条の適用は妥当である。

本件徴収決定は、法に基づき公平・公正な判断により行ったものである。よって、本件徴収決定は何ら違法・不当なものではなく、弁明の趣旨のとおり、本件審査請求について棄却を求めるものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載がある。

ア 「法第61条に基づく収入の申告について（確認）」と題された書類には、「法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所長に申告する義務があること。世帯主だけでなく、働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入についても福祉事務所長に申告する義務があること。高校生などの未成年が就労（アルバイトを含む）で得た収入についても申告する義務があること。不実の申告があった場合は、法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は『不実の申告』と福祉事務所に判断される場合があること。そのため、世帯全体の収入に変動があった場合、すみやかに福祉事務所に申告すること。」との記載があり、同記載に続いて、「以上のことにつきまして、理解しました。」として平成26年10月8日付けで請求人の署名及び捺印がある。

イ 平成28年1月20日付けのケース記録票には、「請求人来所。(中略)二男がアルバイトをしている可能性があるのだが、本人に聞いても返事がかえってこないため困っているとのこと。」との記載がある。

ウ 平成28年3月25日付けのケース記録票には、「請求人来所。(中略)二男の就労について、請求人が聞いてもうんともすんとも返ってこない。普段から会話もすることもなく、アルバイトをしていたのか、現在もしているのかわからないとのこと。二男には引き続き声をかけて確認は試みてみるとのことであった。」との記載がある。

エ 平成28年6月29日付けのケース記録票には、「<家庭訪問(定期訪問)>(中略)・二男について 高校は5月末で退学した。退学を確認できる書類は受け取っていないとのこと。(後日、同年3月末退学確認)現在は居酒屋でアルバイトをしているようだが、二男とは全く会話がないため詳しいことは知らない」と請求人は言う。アルバイトをして

いるのであれば収入申告の義務があることを保護のしおりを用いて説明する。二男が給与明細を持っているのか分からないと請求人が話したことから、給与明細の提出ができないのであれば給与が振り込まれている通帳のコピーを提出するよう指導する。請求人から二男に収入申告の必要性について伝えておくよう指導すると、二男とは会話がないのでそのような話はなかなかできないとの返答。担当ケースワーカーから伝えてほしいとのこと。二男と今、話ができないか尋ねると、今は自室で寝ているから無理とのこと。後日、請求人宅の固定電話に連絡することを伝えた。」との記載がある。

オ 平成28年7月14日付けのケース記録票には、「請求人来所。給与明細、収入申告書の提出を受ける。二男に話をするため請求人宅に数回電話をしたが応答がないことを指摘。請求人から二男に収入申告と原付の書類の提出について言ってほしい旨を伝える。請求人は、二男は反抗期で話を聞かないため、担当ケースワーカーから二男あてに手紙を送ってほしいと希望する。手紙であれば何度も読み返せるし、請求人から直接言うより効果があるのではないかとのこと。」との記載がある。

カ 平成28年8月26日付けのケース記録票には、「請求人と二男あてに手紙を作成し、同年9月分保護費の通知書とともに請求人宅に送付する。」との記載がある。

キ 平成28年8月26日付けの処分庁担当ケースワーカーからの請求人及び二男あて文書には、「生活保護の実施のためにお伝えしたいことがあり、手紙を書かせていただきました。(中略)・二男の就労について 同年6月の家庭訪問時に、二男がアルバイトをしているとの話を請求人から聞きました。アルバイトをしているのであれば、毎月の収入申告が必要です。給与明細と就労収入申告書を地区担当員に提出してください。既に退職している場合であっても、未申告の収入があれば申告してください。」との記載があり、また、原付バイクについて記載がある。

ク 平成28年8月31日付けのケース記録票には、「＜家庭訪問(定期訪問)＞ 請求人在宅。・同月26日に送付した手紙について 内容を確認したか問うと、まだ見ていないと請求人は言う。(中略)二男の就労収入の申告が必要であること、原付バイクの保有可否を検討する必要があることを伝え、書類の提出を指導する。」との記載がある。

ケ 平成28年10月18日付けのケース記録票には、「＜家庭訪問(定期訪問)＞ 不在のため、以下の内容を記した訪問連絡票をポストに投函する。・給与明細、就労収入申告書を同月20日必着で提出すること。・資産申告書、収入申告書も未着のため、給与明細等と一緒に提出すること。」との記載がある。

コ 平成28年11月15日付けのケース記録票には、「＜家庭訪問(定期訪問)＞(中略)・二男について 原付の登録証と任意保険の証書の提出と、二男の就労収入の申告を早くするよう請求人に指導すると、請求人は二男の部屋に行き、二男を呼びに行く。二男に毎日何をして過ごしているのか問うと、「バイト」との返答。二男によると、居酒屋で高

校在学中からアルバイトをしており、現在も継続中。開始年月日は覚えていないとのこと。収入申告の必要性を説明し、これまでに得た収入すべてを申告するよう指導する。二男は、給与明細はすべて捨てたと言う。給与は口座振込で受け取っているとのこと。給与が振り込まれている通帳を同月18日までに持参するよう指示する。」との記載がある。

サ 平成28年11月21日付けのケース記録票には、「請求人にTEL。同月15日の家庭訪問時に指示した書類の提出が確認できていないことを伝え、明日必ず提出するよう指導する。請求人は、二男に聞かないと分からないと言う。明日の提出が確認できない場合、同年12月分の保護費を所内渡しに変更することを伝えた。」との記載がある。

シ 平成28年12月2日付けのケース記録票には、「請求人よりTELあり。仕事が忙しく、本日の来所は難しいとのこと。来週の仕事の予定も未定であると請求人が話したことから、後日、事前連絡のうえ来所するよう指示する。書類の提出も指示すると、請求人は『二男に言っているが、二男がなかなか動いてくれない』と言う。申告義務について念を押し、必ず書類を提出するよう伝える。今後も提出が確認できない場合は文書での指導となることを伝え、その旨を請求人から二男に話しておくよう言う。」との記載がある。

ス 平成28年12月13日付けのケース記録票には、「請求人にTEL。指示していた書類（二男の給与額を確認できる書類、原付の登録証等）の提出をいつするのか問う。請求人は、『二男には聞いてみたが』と曖昧な返答。二男が風邪を引いたためそこどころではないとも言う。二男に書類を借りて請求人が持参すれば済むのではないかと指摘すると、請求人は、仕事が忙しくてなかなか行けないと主張。今まで随分待っているのだからこれ以上待てないこと、文書での指導となることを伝える。請求人『そうですか』との反応。」との記載がある。

また、同日付のケース記録票には、「＜本件指導指示書発行＞請求人には二男がこれまでに得た収入の申告、及び二男の原付保有に関する書類（登録証、自賠責証書、任意保険の証書）の提出をすることについて再三にわたり口頭指導し、二男にも同年11月の家庭訪問時にこれらについて口頭指導をした。だが、請求人も二男も口頭指導に依らず、いまだに申告をせず書類の提出もしないことから本件指導指示書を発行する。」との記載がある。

セ 平成28年12月14日付けの本件指導指示書には、「貴世帯に対してはかねてから、二男の就労収入額の申告と原付保有に関する書類の提出について再三、指導・指示してきましたが、いまだに収入申告も書類の提出もされていません。このような状態では、これまでのように法の適用を続けることはできなくなりますので、つきましては、法第27条第1項の規定によりあらためて下記のとおり指示しますので、早急に改善してください。なお、正当な理由なくこれに従わないときは、法第62条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。1 指導事項・内容 ・二男がこれまでに得たすべての就労収入額について、収入額とその受取日を確認できる資料を添付

のうえ平成28年12月27日までに申告すること。・二男が保有する原付の登録証・自賠責証書・任意保険証書を同日までに提出すること。2 履行期限 同日」との記載がある。

ソ 平成28年12月15日付けのケース記録票には、「家庭訪問(定期訪問)請求人在宅。本件指導指示書を読み上げて交付。同月27日までに二男の収入額の申告と原付に関する書類を提出するよう念を押す。請求人は、今から提出しに行こうと思っていたと二男の給与が振り込まれている通帳と原付の登録証等を担当ケースワーカーに見せる。二男が平成27年9月から給与を受け取っていることを確認。直近のものが記帳されていなかったことから、記帳して持参するよう指示する。二男がこれまでに得た収入額については未申告であり、徴収決定する旨を伝える。請求人は『息子に聞いたが、分からなかった』と主張。収入額は通帳を記帳すれば確認できる点を指摘。世帯の収入をすべて申告する義務があることを念押しした。」との記載がある。

タ 処分庁が平成28年12月21日に受理した二男の通帳には、平成27年9月から平成28年10月分給与等として、A株式会社から、計559,536円の入金記録がある。

チ 平成29年1月25日付けのケース診断会議記録票には、診断の結果(内容及び結論)として、「請求人は二男がアルバイト収入を得ている可能性について認識していたにもかかわらず、二男と会話がないことを理由に申告を怠ったことが法第61条に違反する。また、担当ケースワーカーが二男のアルバイト収入について請求人に複数回聞き取りを行ったり、請求人二男あてに申告を促す手紙を作成したりしても反応がなかったこと、就労の事実判明後も本件指導指示書を発行するまで収入申告がなかったことに鑑みると、平成27年9月から平成28年10月までに得た二男の収入額全額を法第78条により徴収決定することが妥当である」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。

- (3) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定め、被保護者に対し、届出の義務を課している。
- (4) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。ここでいう「不実」とは、積極的に虚構の事実を構成することはもちろん、消極的に真実を隠蔽することも含まれると解されている。
- (5) 問答集の問13の1の「不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用」の答の②は、「法第78条によることが妥当な場合」として、「(a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。(b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。(c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。」と記載している。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書（以下「答申書」という。）の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 処分庁は、請求人及び二男に対し、二男のアルバイト収入を申告するよう口頭指導し、請求人及び二男がこれに応じなかったため、本件指導指示を行ったところ、請求人から、二男の通帳の提出がありA株式会社からの給与を確認したため、二男が受け取った金員について、法第78条を適用し、本件徴収決定を行ったことが認められる。

(イ) 請求人は、二男にアルバイト収入があることをまったく知らず、二男も不正をする意思はなかったこと、また、反抗期の二男に無視され続けるなどそれぞれの家庭の事情は異なるにも関わらず、一方的判断で本件徴収決定とされたことに納得できない旨主張する。

(ウ) しかしながら、法第61条の規定により、被保護者は、収入の状況等について変動が

あったときは、保護の実施機関への届出義務が課せられており、処分庁の主張のとおり、請求人は、高校生などの未成年のアルバイト収入についても申告義務がある旨を認識していたものといえる。また、処分庁の主張のとおり、請求人は、平成28年1月20日に、二男の状況について話をし、処分庁は、請求人に対し、二男がアルバイトをしているのであれば二男の収入を申告するよう複数回の指示を行い、また、担当ケースワーカーが直接、二男からアルバイトをしている旨を聞き取ったため、通帳等を持参するよう指示したが、請求人及び二男は処分庁の指定する日時に収入申告を行わず、本件指導指示をもって、はじめて、申告した事実が認められる。

反抗期の二男に無視され続けるといった当時の請求人の家庭状況は一定理解できるものの、法第78条の不実とは、消極的に事実を隠蔽することも含まれると解されており、また、届出又は申告についての指示に応じない場合は、法第78条によることが妥当とされていることから、処分庁の複数回の指示に請求人及び二男が応じなかったとして法第78条を適用した処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

(エ) 他に本件徴収決定に違法又は不当な点は認められない。

(2) 答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 法第78条に基づく費用徴収は、「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けた者に対するいわば損害追徴としての性格を有するものと解されている。「不実の申請その他不正な手段」には、生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の3（1）において「消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」と示されている。また、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の2「法第78条に基づく費用徴収決定について」では、法第78条の条項を適用する際の基準の一つとして「①保護の実施機関から被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかったとき」（以下、「基準①」という。）が挙げられている。

留意点として、まず、法第61条の届出義務違反があったのみでは法第78条の要件に該当するといえないという点（横浜地方裁判所平成27年3月11日判決）である。次に、課長通知の2で、「被保護者に不当に受給しようとする意図がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき」は「法63条の適用が妥当である」こと、および「法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否である」ことが述べられている

点である。

更に、課長通知の2(2)収入申告を求める際の留意点には、「別添2の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員(高校生等未成年を含む)がいる世帯については、当該世帯員本人の自署による署名等の記載を求めると。」と規定されている点である。

以上の諸規定に照らし、また、法第78条に基づく費用徴収決定が被保護者である相手方の資力を考慮せずに金銭納付義務を課す不利益処分である上、国税徴収の例による強制徴収の対象となること(同条第4項)に鑑みると、処分庁は、本件で法第78条を適用するにあたり、請求人について、口頭又は文書での指示に従わず二男のアルバイト収入を申告しないことによって不当又は不正に保護を受給しようとする意思があったとの事実を立証しなければならない。そこで以下では、この観点から処分庁の主張の当否について検討する。

(イ) 処分庁は、請求人が、担当ケースワーカーが二男のアルバイト収入を申告するよう口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかった点に関して次のように主張する。すなわち、弁明書において、「収入状況に変動があった後に、担当ケースワーカーが家庭訪問時に複数回にわたり収入の申告を指示していたにもかかわらず申告がなかったことにより不実の申告と判断したものである」と述べる。また回答書においては、平成26年10月8日の事実と、平成28年1月20日から同年12月21日までの経過を纏々述べた上で「再三にわたる口頭等の指導にもかかわらず申告を遅延させる行為は消極的に事実を故意に隠蔽している状態である。少なくとも、平成28年11月15日の家庭訪問時に、二男はアルバイトを継続していて、給与明細を全て破棄したと担当ケースワーカーに話しており、この行為は自らの収入を隠蔽する行為といえるし、請求人が二男の就労収入を申告しづらくしている。しかも世帯主に対して就労収入を預金通帳で確認するよう、具体的に指示していたにもかかわらず半年間これを放置していた」こと、「請求人が二男がアルバイト収入を得ている可能性について、申告を怠ったことが法第61条に違反」すること、および「担当ケースワーカーが二男のアルバイト収入について請求人に複数回聞き取りをおこなったり、請求人や二男あてに申告を促す文書を送付しても反応がなかったこと、就労の事実判明後も本件指導指示書を発行するまで就労収入の申告がなかったことに鑑み、『不実の申告』と判断した」と主張する。

(ウ) しかしながら、処分庁の以上の主張に対して次のような問題点を指摘することができる。すなわち、まず第1に、平成26年10月8日に、請求人が署名した「法61条に基づく収入申告を被保護者に確認させるための書面」(課長通知の別添2)の説明に際しては、基準①は同書面による概括的な申告義務の説明のほか、個別具体的な指示を行う必要とされる。

第2に、請求人は、平成28年1月20日に二男がアルバイトをしている可能性があることを担当ケースワーカーに告げており、この点で、二男がアルバイトしている事実それ自体を隠蔽しようとする意思は認められない。また、このとき請求人は、二男に尋ねても返事が返ってこないため困っているとも述べており、この時点では、請求人も担当ケースワーカーも二男のアルバイトの事実を確認できていないこと、担当ケースワー

カーから請求人と二男に収入申告に関する説明および個別具体的な指導をした事実も認められない。

第3に、同年6月29日に至って初めて、担当ケースワーカーは請求人に対し、給与明細が提出できない場合は通帳のコピーを提出して二男のアルバイト収入を申告するよう求める具体的な指導を行ったとみられる。また同年7月14日にも請求人から二男に対し収入申告等の書類を提出するよう伝えるよう述べている。これに対して請求人は、二男宛に担当ケースワーカーから手紙を送ってほしいと要望した事実をみると、請求人には指導に応じて収入申告を果たす意思がないとまで断定することはできない。また、同年8月26日になって担当ケースワーカーが手紙を送付した後、同月31日の時点でも、請求人はまだ手紙を見ていないと言う反面、二男が自分と会話しないことを担当ケースワーカーに告げており、収入申告を求める指導の内容が二男自身には十分に伝わっていないことが認められる。このことから、二男が給与明細を全て破棄したことは収入を隠蔽する行為であるという処分庁の主張は妥当であるとはいえない。

第4に、同年11月15日になってようやく、担当ケースワーカーが二男に収入申告の必要性についての説明及び収入申告を指導し、期限を付して通帳を持参するよう口頭で指示している。その後、期限を過ぎても提出されないことについて請求人は、二男に聞かないと分からない、二男に言っているがなかなか動いてくれない等と述べている。これに対して担当ケースワーカーは、直接二男に対して提出を再度指示するといった対応をとっていない。

第5に、同年12月15日、請求人は、本件指導指示書を受け、担当ケースワーカーに二男の通帳を見せており、また、直近の振り込みを記帳して持参するよう求める指示に従い、同月21日に処分庁にこれを持参している。請求人のこうした行為は本件指導指示書の指導事項・内容を履行したものであるから、請求人が「文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかった」に該当するということとはできない。

以上、処分庁は、請求人に具体的に指示していたにもかかわらず、請求人が半年間これを放置していたとみて、これを『不実の申告』と判断している。しかしながら請求人は、二男がアルバイトをしている事実は担当ケースワーカーに申告しており、その上で二男が話をしないために給与明細または預金通帳の所在が分からず収入金額を申告しようにもできないので困っていることを訴え続けていたと認めることができる。こうした状況において処分庁としては、請求人と二男との関係に配慮しつつ、二男に対してより積極的に働きかける等の措置をとることが望ましい。

(エ) 以上、処分庁の主張を検討したところをふまえ、本件の事実関係に基づき総合的に判断すると、処分庁は、請求人について、口頭又は文書での指示に従わず二男のアルバイト収入を申告しないことによって不当又は不正に保護を受給しようとする意思があったとの事実を立証していないといわざるを得ないから、二男の就労収入に関して請求人が「不実の申告その他不正な手段により」保護を受けたとまではいえない。したがって、本件徴収決定は法第78条の要件を欠き違法であるから、その取消しを求める本件審査請求は認容されるべきである。

3 本件徴収決定について

(1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の(1)及び(2)のとおり、処分庁は、請求人及び二男に対し、二男のアルバイト収入を申告するよう口頭指導し、請求人及び二男がこれに応じなかったため、本件指導指示を行ったところ、請求人から、二男の通帳の提出がありA株式会社からの給与を確認したため、前記1 本件に係る法令等の規定についての(4)及び(5)に基づき、二男が受け取った金員について、法第78条を適用し本件徴収決定を行ったことが認められる。

(2) 請求人は、二男にアルバイト収入があることをまったく知らず、二男も不正をする意思はなかったこと、また、反抗期の二男に無視され続けるなどそれぞれの家庭の事情はちがうのに一方的判断で本件徴収決定とされたことに納得できない旨主張する。

一方、処分庁は、複数回にわたり収入の申告を指示していたにもかかわらず申告がなかったことにより不実の申告にあたる。また、収入申告を遅延させる行為は消極的に事実を故意に隠蔽している状態である旨主張する。

確かに、処分庁は、再三に渡り、請求人に収入申告の義務に関する説明及び指導をしている。二男にもその必要性を説明し、指導している。

しかしながら、処分庁は、二男に対し、「法第61条に基づく収入の申告について(確認)」の自署による署名を求めておらず、手続きの瑕疵が認められる。

また、請求人は、二男がアルバイトをしている可能性があることを担当ケースワーカーに告げており、二男のアルバイトを隠蔽しようとする意思は認められない。加えて、二男に収入申告の必要及び収入申告の指示の内容が十分に伝わっているとは言い難いことから、二男が収入申告を隠蔽している事実も認められない。

指導指示違反による不実の申告について、請求人は、本件指導指示書を受けた後、担当ケースワーカーに二男の通帳の提示及び持参をするなど、個別具体的な指示を履行していることが認められる。

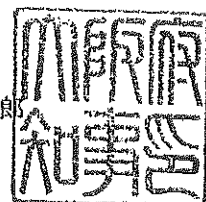
以上のとおり、本件徴収決定を総合的に判断すると、処分庁は、請求人が不当又は不正に保護を受給しようとする意思があったとの事実について立証できていないといわざるを得ず、二男の就労収入に関して請求人が「不実の申告その他不正な手段により」保護を受けたとまで言えないことから、本件徴収決定は法第78条の要件を欠いており、違法な点があると認められ、取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年10月16日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記1の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴え又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴え又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

